

平成二十七年四月二十四日受領  
答弁 第二〇〇〇号

内閣衆質一八九第二〇〇号

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書」に対する  
政府答弁書」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書」に対する政府答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年四月十四日内閣衆質一八九第一八三号）一についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの「政府答弁書を起案した者」について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

御指摘の「答弁を避ける」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「過去の質問主意書」でお尋ねの「政府の見解」については、先の答弁書（平成二十七年三月十三日内閣衆質一八九第一一四号）一から三までについてでお答えしたとおりである。また、外交上の個別のやり取りについては、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。なお、御指摘の「外信記者証」は、平成二十七年四月十五日付けで発給されたと承知している。